



告示

○長野県告示第630号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定により、次のとおり事業の認定をしました。

平成14年12月16日

長野県知事 田中康夫

1 起業者の名称

生坂村

2 事業の種類

小舟コミュニティセンター整備事業

3 起業地

(1) 収用の部分

東筑摩郡生坂村地内

(2) 使用の部分

なし

4 事業の認定をした理由

(1) 法第20条第1号要件（収用適格事業）

本件事業は、法第3条第32号に掲げる「地方公共団体が設置する公共の用に供する施設」に該当する。

(2) 法第20条第2号要件（起業者の意思と能力）

本件事業の起業者である生坂村は、事業遂行について必要な財源措置を講じており、本件事業を遂行するための十分な意思と能力を有している。

(3) 法第20条第3号要件（事業計画の公益性）

ア 本件事業の施行により得られる利益

起業地の存する小舟地区は、上生坂区を形成する10地区中の1地区である。現在の集会施設は、小舟地区内の会合等に利用されているほか、上生坂区全体の事業運営に関する会合等にも持ち回りにより利用されている。また、小舟地区では、習字、華道等各種サークル活動が盛んで、上生坂区内の他地区の住民も現在の集会施設に通っている。さらに、小舟地区内の住民に対する健康診断、健康相談等の行政サービスも当該施設で行われている。

しかし、現在の集会施設は、老朽化と狭あいにより使い勝手が悪く、敷地と道

路との段差のため高齢者や身体障害者の利用が困難であるとともに、駐車場がないことによる村道への路上駐車が通行の妨げとなっているなど、その利用に際して非常に支障を来している。

本件事業により施設が完成すれば、会議室等の充実により複数の事業活動が同時に実施できることになるだけでなく、高齢者、身体障害者及び自動車利用者も安心して利用できるようになるため、小舟地区の事業活動の拠点として機能が向上するとともに、上生坂区内の住民間交流の場としても一層の活用が図られることが期待される。

また、この施設を利用したサークル活動や行政サービスの拠点としての価値も高まり、住民の学習意欲と健康意識の高揚が期待できる。

イ 本件事業の施行による影響

起業地は、起業者において候補地を2か所選定し、その比較検討をした結果、小舟地区内の各戸からの接続性に優れ、工事の施工が容易で、経済性においても優れていることが認められる。また、起業地近くには民家2軒と畠があるが、施設の規模が小さいため、設置に伴う日照問題等環境への影響や周辺の土地利用への影響は極めて少ないと考えられる。

ウ 起業地の範囲

小舟コミュニティセンターは、会合、サークル活動及び行政サービスを行うために適正な規模であり、付設する駐車場の区画数も適正であると認められ、起業地は、本件事業施行のために必要な土地に限定されている。

エ 比較衡量

アで述べた本件事業の施行により得られる利益とイで述べた本件事業の施行による影響を比較衡量した結果、前者が優越すると認められ、さらに、ウで述べたように、起業地の範囲も本件事業の施行に必要な範囲に限定されていると認められることから、本件事業は法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

(4) 法第20条第4号要件（土地を収用することの必要性）

現在の集会施設は、老朽化と狭隘により使い勝手が悪く、地区住民からも移転新築を強く求める意見が出されており、改築が急務となっている。また、本件事業の施行により、改築等が必要な村内の集会施設の整備がすべて終了するため、地区単位で充実した事業活動の実施が図られ、村全体の活性化にもつながると考える。以上から、早急に施行されるべき事業と認められ、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 土地収用法第26条の2の規定による図面の縦覧場所

生坂村役場

○長野県告示第631号
生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2 第1項及び第2項の規定により、同法による介護扶助のための居宅介護を担当する機関として、次のとおり指定した。

平成14年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	指 定 年 月 日
通所介護	佐久浅間農業協同組合 有限会社ケアテック 医療法人愛友会 特定非営利活動法人北アルプスの風	佐久市大字猿久保882 番地 下伊那郡松川町上片 桐3314番地3 南安曇郡穂高町大字 穂高4599番地 大町市神栄町2790番 地2	臼田町デイサービスセンター 星の里 デイサービスセンターほの香 デイサービスむらやま ほっとハウスかたつむりの家	南佐久郡臼田町大字 下小田切11番地1 下伊那郡松川町上片 桐1298番地26 南安曇郡穂高町大字 穂高4599番地 大町市神栄町2791番 地1	平成14年11月1日 平成14年12月1日 " " "
福祉用具 貸与	中日本メディカルリンク株式 会社	松本市丸の内8番1 号	ヘルスケアテック	松本市丸の内8番1 号	平成14年12月1日

厚 生 課

○長野県告示第632号
生活保護法(昭和25年法律第144号) 第54条の2 第4項において準用する生活保護法第50条の2の規定により、
指定を受けた介護機関から所在地が変更になった旨、次のとおり届出があった。

平成14年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事業所の所在地	事業所の名称	事 項		変更年月日
				新	旧	
福祉用具貸与	株式会社モリキ	飯山市南町13番地3	株式会社モリキハーツピア介護支援センター	中野市吉田718番地3 中野市吉田718番地3 中野市一字桜木76番地1	中野市一字桜木76番地1	平成14年8月1日

厚 生 課

○長野県告示第633号

畜産振興事業補助金交付要綱（昭和42年長野県告示第81号）の一部を次のように改正します。

平成14年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

別表の7 價格、流通対策事業の項中「特定危険部位処理円滑化事業」を「特定部位処理円滑化事業」に、「、特定危険部位を焼却するため、廃棄物処理施設に処理を委託する」を「行う牛の特定部位の処理」に改める。

畜 産 課

○長野県告示第634号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成15年1月6日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

1 路 線 名 上松御岳線

2 供用を開始する区間

木曽郡三岳村10995番の2地先から

木曽郡三岳村10762番の51地先まで

3 供用を開始する期日 平成14年12月16日

道 路 維 持 課

○長野県告示第635号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、長野県土木部砂防課並びに関係の建設事務所、市役所及び村役場に備え置く。

平成14年12月16日

長野県知事 田 中 康 夫

区域名	区域の範囲	市町村名	大字	字	地番	標柱番号
日向	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱1号と8号を結んだ線に囲まれた区域	南佐久郡 南相木村		はっぷ り " 御屋敷 " 横吹 "	1082番 1084番 1091番3 1093番2 1169番1 1172番	1号 2号 3号及び 4号 5号 6号 7号及び 8号
上島	右に掲げる地番の土地に存する標柱1号から5号までを順次結んだ線及び標柱1号と5号を結んだ線に囲まれた区域	伊那市	西春近		2121番1 1141番口 1001番132 1000番83 2063番2	1号 2号 3号 4号 5号

砂 防 課